

別紙1

大日本印刷健康保険組合の行う個人情報(個人データ)の取得

1. 医療費助成の対象者確認(17.3.15 公表)

- ・市区町村の医療費助成の対象者確認のため、事業所の担当者を経由して被保険者の医療費助成に係る事項を照会します。
- ・市区町村の医療費助成の対象者確認のため、健保組合から医療機関へ窓口負担の有無を照会します。
- ・市区町村の医療費助成の対象者確認のため、健保組合から市区町村に医療費助成の有無を照会します。

2. 家族出産育児一時金の受給確認のため他の健康保険組合に照会します。(17.3.15 公表)

3. 被保険者の確認のための被保険者基礎情報(社員番号等)を事業主に照会します。

(17.3.15 公表)

4. 財産の保護のため、事業主、医療機関、損害保険会社に自動車事故等第三者行為の照会をします。(17.3.15 公表)

5. 妊婦健診費用補助を行うにあたって医療機関に受診の照会をします。(17.3.15 公表)

6. 受診補助と特定保健指導実施のため、人間ドック受診項目を照会します。(健診結果については不要だが、特定健診項目については健保組合に義務付けられた特定保健指導実施のため必要)

(17.3.15 公表)

(17.9.5 改定)

7. 被保険者の特定保健指導を行うため、特定健診項目(法定健診項目の一部、詳細な健診の項目を含む)を事業主に照会します。

(20.3.15 公表)

8. 後期高齢者医療制度の創設に伴い保険者である都道府県広域連合に対し、大日本印刷健康保険組合で75歳以上である被扶養者の情報を提供して保険料の軽減措置を受けるため、対象者の居住地(県名のみ)をDNPヒューマンサービスに照会します。

(20.3.15 公表)

9. 特定健診実施状況の国への報告、及び被扶養者生活習慣病健診の健診案内の送付、ジェネリック医薬品差額通知の送付にあたり、被保険者及び被扶養者の郵便番号、住所データをDNPヒューマンサービスもしくは所属事業主に照会します。

(21.3.15 公表)

(24.6.21 改定)